

総合センターだより

川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)

令和元年(2019年)

場所：〒666-0032 兵庫県川西市日高町1番2号(協立病院の向い)

TEL：072-758-8398 FAX：072-758-2132

ホームページ：http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/sogo_list/index.html

11

月号

女性の人権課題への取り組み

国連や各国では、1975(昭和50)年の「国際婦人年」を契機として、女性の地位の向上と真の男女平等をめざす取り組みが行われてきました。

国内では、1977(昭和52)年に「国内行動計画」が策定されたのをはじめとして、さまざまな施策が実施され、現在、2015(平成27)年の第4次男女共同参画基本計画に基づき、社会のあらゆる分野において男女共同参画推進に向けた取り組みが進められています。

川西市でも、1987(昭和62)年に県内初の「婦人センター」(現：男女共同参画センター)を開設するなど、男女平等に向けた政策を本格的に開始し、1993(平成5)年の「川西市女性プラン(第1次)」、2003(平成15)年の「川西市男女共同参画プラン(第2次)」、2018(平成30)年の「第3次川西市男女共同参画プラン(改定版)」に基づき、男女共同参画社会をめざした取り組みを進めています。

このように、さまざまな取り組みを行ってきましたが、これまでに作られた社会通念や慣習、しきたりなどは根強く残っており、社会生活の中で女性が不利益を受けたり、思うような活動ができなかったりすることが今でもあります。

社会のあらゆる分野における活動に、女性と男性が対等なパートナーとして参画する機会が保障され、とともに、すべての人が個人として、性別にとらわれることなく、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、男女が互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現することが求められます。

そのためには、男女の固定的な性別役割意識や経済力の格差など男女が置かれている状況や社会意識に根ざした構造的な問題を解決することが必要です。

総合センターの相談事業

生活人権相談 毎週 月～金曜日 午前9時～午後5時

保健相談(市保健センター協力事業)

毎月 第1水曜日 午後1時30分～3時 11月6日 12月4日

セクマイ相談・学習会 セクシュアルマイノリティ(性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たちなど)の人権相談・学習会ですが、当事者でない方も参加できます。

毎月 第4木曜日 午後1時30分～4時 11月28日 12月19日

(12月は第3木曜日)

このセンターだよりは市役所内で印刷しています。